

広陵町箸尾準工業地域
エントリー企業 募集要領

◀ エントリー受付期間 ▶

令和元年8月20日(火) から

令和2年3月31日(火) まで

奈良県北葛城郡広陵町

当町では、町北部の箸尾準工業地域において工場用地造成事業を計画しています。

箸尾準工業地域は、京奈和自動車道三宅 I C 及び西名阪自動車道法隆寺 I C から約 10 分という好立地にあり、大阪圏や大阪港・関西国際空港へのアクセスに優れています。また、周辺地域には住宅地、小学校、病院など生活に必要な施設も有り、職住近接が可能であるほか、最寄りの近鉄田原本線箸尾駅から大阪市内へは約 30 分で行くことができます。

箸尾準工業地域の恵まれた立地環境を生かし、地域経済の活性化と新たな雇用機会の創出に貢献する企業の皆さまに立地していただくことが大変重要であると考えています。そこで、当該地域への立地を検討・希望される企業皆さまの要望を整備事業に反映するため、事前に立地を検討・希望する企業（以下「エントリー企業」という。）を募集させていただきます。

エントリー企業を募集する趣旨

エントリー企業を募集して、エントリーしていただいた企業と協議を重ねて、各企業が必要とする面積やインフラを反映して、用地の区画割、区域内道路及び立地に必要なインフラを整備して、魅力ある工業地域を目指します。

注)

応募等が多数の場合は、各企業とヒアリングを行い「4 応募資格」等を基に検討・考慮して選定・内定します。

1 整備計画概要

- (1) 所在地：奈良県北葛城郡広陵町大字南、弁財天及び中の各一部 地内
(別添位置図のとおり)
- (2) 用途地域：準工業地域
- (3) 交通アクセス：道路 主要地方道 県道桜井田原本王寺線隣接
鉄道 近鉄 田原本線 箸尾駅 約 1 k m
- (4) 計画面積：約 8.0 ヘクタール
- (5) 分譲予定：令和 5 年（予定）
- (6) 分譲価格：13 万円～15 万円／坪（想定）
※価格は、区画・区域内道路・インフラ整備等により改めて決定します。
- (7) 事業主体：広陵町
※詳細については、別添「特記事項」をご確認ください。

2 募集企業

日本標準産業分類における製造業（製造業に関連したサービス業を含みます。）

3 1次エントリー企業の募集の概要・応募方法

(1) 申込み受付期間

令和元年8月20日(火)から令和2年3月31日(火)まで
午前9時から午後5時まで(土・日・祝日を除く。)

受付期間内に持参又は郵送(郵送の場合は令和2年3月31日(火)必着)により
受付します。

(2) 募集要領の配付・申込み窓口

〒635-8515 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷583番地1

広陵町企画部企画政策課 TEL0745-55-1001(1227・1240)

※募集要領等及び提出書類の各様式については、ホームページからダウンロードしてください。

広陵町ホームページ 「<http://www.town.nara-koryo.lg.jp>」

※1次エントリー受付期間終了後も、一定の条件下で追加のエントリーを受け付ける場合もあります。

(3) 応募に必要な書類

①広陵町箸尾準工業地域エントリー申込書(様式1)に下記の事項を記載してください。

(ア)本計画地で立地を検討している事業内容(事業の種類(業種)・業務内容(設備投資額及び電力の種類)及び事業スケジュール等

(イ)希望面積(敷地面積、建築・延べ床面積等)及び希望地区

(ウ)当該地での予定雇用人数(現雇用者で町内従業者数及び予定地元雇用数)

(エ)予定使用上水量及び排水量

(オ)その他希望するインフラ等(特記事項以外)

②会社案内・概要等を記載したパンフレット並びに製品等の説明書及びカタログ資料

③法人登記簿謄本(発行日から3ヶ月以内のもの)

④直近3年間の決算報告書(貸借対照表、損益計算書)

※個人の場合は、所得税の確定申告書の写し(貸借対照表、損益計算書)

⑤納税証明書

(ア)国税(法人税及び消費税)に係る納税証明書

(イ)本店所在地の都道府県税に係る納税証明書及び本町内に支店又は事業所等が存在する場合は本町税に滞納がない旨を証明する証明書(法人市町村民税及び固定資産税)

⑥その他、広陵町が必要と認める書類

4 応募資格

(1) 施設、工場等を建設し、自ら経営する企業

(2) 工場等の建設及び経営に必要な資力、信用を有する企業

(3) 工場建設計画、事業計画及び資金計画が適切で土地代金を確実に支払える企業

(4) 分譲後、3年以内に操業を開始できる企業

(5) 地域住民等と協調し、税収及び雇用の面でも地元へ貢献できる企業

- (6) 公害防止について法律、条例及び命令等を遵守するほか、操業企業の責任において積極的かつ十分に公害防止の対策ができ、過去に重大な環境に著しい影響を与えたことがない企業
- (7) 工場立地法や関係諸法令等を遵守する企業
- (8) 当該企業の役員に暴力団員または暴力団関係者がいない企業

5 エントリー手続の流れ

(1) 「1次エントリー企業」の登録

エントリー申込みをいただいた企業について、提出書類の審査を行い「1次エントリー企業」として登録させていただきます。

ただし、1次エントリー申込みの応募資格等を満たさない場合は、登録をお断りする場合があります。また応募企業が多数の場合についてもお断りする場合があります。エントリー登録の可否については通知をします。

(2) 登録企業との協議

エントリー資料等を基に、登録した企業の操業内容や進出希望面積等により、土地の区画割、区域内道路やインフラ整備などの検討を進めます。このため、聞き取り調査や追加の資料(様式等につきましては、エントリーいただいた企業に後日送付します。)の提供をお願いします。

(3) 「1次エントリー企業」の内定

「広陵町箸尾準工業地域企業誘致検討委員会」(以下「委員会」という。)において、4 応募資格及び前号の協議内容を踏まえ、1次エントリー登録企業の中から、「1次エントリー内定企業(分譲候補企業)」の選考をいたします。内定の通知をさせていただいた後は、引き続き調整・協議を重ねて、整備計画案を作成します。

6 2次エントリー企業について

「1次エントリー内定企業(分譲候補企業)」の中で、本整備計画案にご理解をいただき、進出の意思を示していただいた企業について2次エントリーの応募を受け付けします。

なお、立地企業の決定については、別途、委員会において決定します。

7 分譲手続

- (1) 整備計画に基づき、分譲区画位置、面積を決定し、併せて分譲価格を通知します。
- (2) 通知後、広陵町の定める契約書により分譲契約を締結します。
- (3) 土地引き渡しは令和5年度を予定しています。

8 その他

(1) 目的外使用の制限

10年間の目的外使用の制限がありますのでご留意ください。

(2) 買戻特約

前号に基づき、目的外使用となった場合は、10年間の買戻し特約登記などの条件がありますのでご留意ください。